

刈谷市市民活動総合補償制度のご案内

市民団体に所属する皆さんが、市内で市民活動を行う際の、万が一の事故に備えた補償制度です。

※注意※

活動のすべてが補償されるものではなく、また、補償内容は必要最低限であるため、必要に応じて各団体で他の保険に加入することをご検討ください。



令和8年6月

●市民活動総合補償制度とは？

市民団体に所属する皆さんが、自治会活動・公民館活動・ボランティア活動などの市民活動を行っているときに、急激かつ偶然発生した、外的要因による事故に対して補償するものです。

用語	意味
市民団体	市民（市内に居住、通勤、又は通学する者）により自主的に組織された団体で市内に拠点を置くもの（地域団体（自治会、公民館、女性の会、子ども会、いきいきクラブ等）、特定非営利法人、ボランティア団体等）
市民活動	①市民が参加・運営する団体活動（市民団体が、当該活動・行事の計画立案、運営に従事する場合又は市民が当該活動・行事に参加することを含む。） ②刈谷市等地方公共団体が行う団体活動・行事に市民団体や市民が参加した場合や、依頼を受けて行う活動・行事

※補償の適用を受けるには、刈谷市民ボランティア活動センター又は刈谷市社会福祉協議会への団体登録が必要です。（地域団体は登録不要）

●どのような場合が対象ですか？

市内で行う公共的な活動が原則対象です。活動中に急激かつ偶然発生した、外的要因による次のような事故に対処します。

1 傷害補償

市民団体に所属する皆さんが、団体活動中にケガをしたり、死亡した場合

補償金お支払い（例）

- ・回覧板の配布活動中に転んで骨折した。
- ・盆踊りのやぐら作りの際に手を切った。
- ・清掃ボランティア活動中に蜂にさされた。
- ・ウォーキング大会中に転んで骨折した。

2 賠償責任補償

団体活動の遂行に起因する事故が原因で、他人にケガをさせたり、他人の財物を損壊したりして、団体活動者が法律上の賠償責任を負った場合

補償金お支払い（例）

- ・自治会の清掃活動中に、草刈り機を使用中、弾みで石が飛び、車の窓ガラスを割ってしまった。
- ・イベントボランティアで竹とんぼ作りを教えていたときに、子どもにケガをさせてしまった。

■補償対象外の事例について■※ただし、最終的な補償請求可否は保険会社が判断します。

- ・政治、宗教若しくは営利を目的とする活動又は職業として行う活動中の事故
 - ・有償での活動中の事故
 - ・運動競技を行うことを目的としたスポーツ団体の構成員が行うスポーツ活動中の事故
 - ・車両を運転中の事故（ご自身で加入している自動車保険でご対応ください。）
 - ・学校の管理下での事故
 - ・市民団体の代表者等（自治会長等）が事前に参加を把握していない場合の傷害補償
- ※企業ボランティアとして参加した場合の事故も補償対象外になることがあります。

●補償金額は？

1 傷害補償金（1名につき）

- ①死亡補償金 300万円
- ②後遺障害補償金 300万円（限度額）
- ③入院補償金日額 2,000円（事故の日から180日が限度）
- ④通院補償金日額 1,000円（事故の日から180日までの間で90日が限度）

2 賠償責任補償金

支払限度額	対人・対物共通限度額	5億円
	免責金額（自己負担額）	1万円

●事故が起こった時は？

○提出書類について

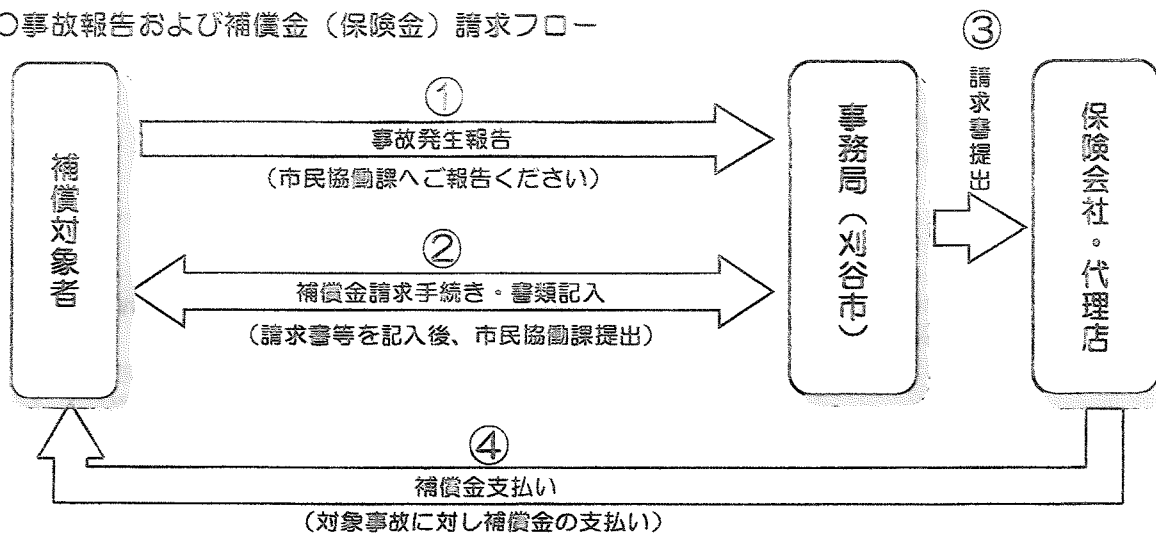
提出書類 事故報告書

提出期限 事故の日から30日以内（期限内に報告がないと補償金がお支払いできなくなる可能性があります。）

提出者 ・地域活動中の事故：自治会長（地区長）又は公民館長
 ・ボランティア登録団体の活動中の事故：団体代表者

提出先 市民協働課

○事故報告および補償金（保険金）請求フロー



注 意 事 項

1 傷害事故

治療費領収証（写）をご提出ください。（補償金（保険金）請求額が10万円を超えるときは、診断書の提出が必要な場合があります。）

2 賠償事故

- ・物損：証明のため写真を2～3枚撮影してください。損害額によって保険会社が調査を行うことがあるので、調査終了まで現場の保存、損害物件の処分はしないでください。保存できない場合や修理を急ぐ場合は、保険会社の了解を得て処分してください。
- ・人身：被害者の保護と安全に万全を期し、事故の拡大防止に努め、警察・消防等へ連絡してください。
- ・加害者と被害者は当該事故に関し、人身事故は治療が終わった時点で、物損事故は修理が終わった時点で損害額について示談をし、示談書を締結します。（示談交渉は、刈谷市では行いませんので、保険会社の指示を受けた後、本人で行ってください。）

補償の内容

		補償金をお支払いする場合	お支払いする補償金	補償金をお支払いできない主な場合
傷害補償事故	死亡補償金	補償対象者が傷害事故の発生した日から起算して180日以内に死亡した場合	死亡・後遺障害補償金額×100%	①保険契約者または被保険者の故意または重過失 ②自殺、けんか、犯罪行為 ③脳疾患、疾病、心神喪失 ④反乱、原子核反応など ⑤地震、噴火、津波 ⑥無資格運転、酒酔い運転 ⑦むちうち症や腰痛等で他覚的症候のないもの ⑧ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダーなどの危険なスポーツによるケガ ⑨レーサー、競輪選手等危険な職業、試運転、訓練、競技、興行およびその練習のために道路外で乗り物に乗っている間の事故など
	後遺障害補償金	補償対象者が傷害事故を直接の原因としてその傷害事故の発生した日から起算して180日以内に後遺障害を生じた場合 (その期間内に後遺障害の生ずることが確定しなかった場合は、181日目における医師の診断により将来後遺障害の生ずべきことが推定された場合)	後遺障害の程度に応じて 死亡・後遺障害補償金額×3～100% ※死亡補償金と後遺障害補償金は、保険期間を通じて、合計して死亡・後遺障害補償金額が限度です。	
	入院補償金	補償対象者が、傷害事故を直接の原因として生活機能または業務機能に支障をきたしたため入院により治療を受けた場合	入院補償金日額×入院日数 ※入院日数は180日が限度です。	
	通院補償金	補償対象者が、傷害事故を直接の原因として生活機能または業務機能に支障をきたしたため通院により治療を受けた場合	通院補償金日額×通院日数 ※通院日数は90日が限度です。 ※平常の業務または生活に支障がない程度に治った時以降の通院に対しては通院補償金をお支払いしません。	
賠償責任補償事故	賠償責任補償金	市民活動の主催者（地方自治体や市民団体等）、市民活動に従事する者（指導者やスタッフ）が市民活動に伴い誤って第三者の身体や財物に損害を与え、法律上の賠償責任を負担することによって被った損害を補償します。	・損害賠償金 ・弁護士費用、裁判費用等の争訟費用 ・応急処置、護送等の費用 補償金—免責（自己負担額）1万円 ※1回の事故につき支払限度額が限度です。 ※賠償金額の決定には、事前に保険会社の承認が必要です。	①保険契約者または被保険者の故意 ②地震、噴火、津波、暴動 ③航空機、昇降機、自動車運行中の事故 ④同居の親族に対する事故 ⑤施設の工事（テント・やぐら等仮設の工事を除きます）による賠償責任 ⑥活動終了後、その活動等の結果（提供した飲食物を除きます）に対する賠償責任

問い合わせ先

刈谷市役所 市民活動部市民協働課

TEL 0566-95-0002

FAX 0566-27-9652

メールアドレス kyodo@city.kariya.lg.jp